

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年1月25日
【会社名】	株式会社ソフィアホールディングス
【英訳名】	SOPHIA HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新村 直樹
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区下宮比町2番26号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月27日に提出いたしました第38期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

平成29年11月頃、当社の連結子会社であるソフィアデジタル株式会社（以下「ソフィアデジタル」といいます。）において、不適切な会計処理が行われていた可能性があることと外部からの指摘を受け、当社は内部調査を実施するとともに、専門的および客観的な見地からの事実関係解明と原因究明、再発防止策の立案等を目的とした、社外の弁護士および公認会計士から構成される内部調査委員会を平成29年12月1日付で設置いたしました。

内部調査委員会の調査・検証により、平成25年度および平成26年度において、当時、ソフィアデジタルの代表取締役でもあった当社元取締役の意向を忖度し、計上要件を満たさない売上を計上する等の不適切な会計処理を行った事実が判明し、過去2事業年度における当該不適切会計処理の決算への影響額が明らかとなりました。

本件に対する当社の対応として、平成26年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書並びに平成27年3月期第1四半期から平成28年3月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件は、当社のグループ子会社に対する管理体制が十分でなく、営業活動を過度に優先し、管理部門を軽視した経営が行われていたこと、業務管理に関する規程等が十分に整備されていなかったこと、会計業務管理に関する全社的な方針と手続きに著しい不備があったこと、監査役の独立性に問題があったこと、内部監査体制が極めて不十分な状況にあったことであると認識しております。また、かかる不適切な会計処理にはソフィアデジタルの元代表取締役でもあった元当社取締役とソフィアデジタル元監査役の関与が認められており、経営者自らによる内部統制の無視により、内部統制は有効に働かなかったと認識しております。当社は、当該内部統制の不備が、結果として財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、平成28年3月期以降においては、当社の重要な事業拠点における主要な取引において、類似の不正がないことを調査により確認したこと、また、上記開示すべき重要な不備の原因となった元当社取締役とソフィアデジタル元監査役は、平成26年6月に辞任したことにより、営業に偏重した経営から改善していること、検収書改ざんなどの恣意性が介在しやすい取引が減少したこと、平成26年6月に社外監査役2名と平成27年6月に社外取締役1名を選任し、監査役監査体制と取締役会の機能が改善されていること等により、平成28年3月期以降において、開示すべき重要な不備に該当しないと判断いたしました。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、グループ全社の内部統制の向上を図ってまいります。また、内部調査委員会の提言を踏まえて、以下の再発防止策を講じてまいります。

- 1．経営管理体制の強化
- 2．監査機能の強化
- 3．内部監査体制の改善
- 4．当社及びグループ会社におけるコンプライアンス意識の徹底